

さが「きらめく」ものづくり産業創生応援事業 生産性改善・高度化補助金

募集
期間

令和7年4月1日(火)～5月23日(金)

● 補助対象者

中小企業者であって、佐賀県内において補助事業を行うことができる工場等の事業所を有するものづくり事業者

● 補助対象事業の内容

■ものづくり事業者が行う、DX又はGXの実現に貢献する取組であって、かつ、以下に掲げる取組のいずれかに該当する事業とする。

- (1)生産設備の更新や新規設備の導入、専門家によるシステム設計・管理等により生産効率の改善又は生産環境の高度化に取り組むための投資
- (2)新規設備やシステムの導入等によりテレワークの実施、事務・経理等の電子化に取り組むための投資
- (3)専門家派遣やレイアウト変更、新規システムの導入等により生産システムの見直し等に取り組むための投資

● 補助率、補助限度額及び補助対象期間

補助率	補助限度額	補助対象期間
2/3以内	(上限額) 500万円	交付決定日から令和8年2月15日まで
	(下限額) 100万円	

● 補助対象となる主な経費

報償費、費用弁償、消耗品費、備品費、役務費、委託料、賃借料、負担金等

【お問い合わせ先】

佐賀県産業イノベーションセンター(公益財団法人佐賀県産業振興機構)
ものづくり振興課 担当者 河野

TEL:0952-34-4416 E-mail: monodukuri@mb.infosaga.or.jp

<https://www.infosaga.or.jp/>

詳細は上記HPをご覧ください。